

## 1.利用料金（利用者負担金）

## (1) 介護保険対象

## ①基本サービス費

【要介護の方：1日あたり】

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	538	604	674	738	807
2割負担	1,076	1,208	1,348	1,476	1,614
3割負担	1,614	1,812	2,022	2,214	2,421

【要支援の方：1日あたり】

【単位：円】

	要支援1	要支援2
1割負担	182	311
2割負担	364	622
3割負担	546	933

## ②加算

【単位：円】

加算名	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
夜間看護体制加算（※）	10	20	30	1日あたり
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	24	36	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	40	60	注3) 1月あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	44	66	1日あたり
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20	40	60	6か月ごと
退所・退院時連携加算（※）	30	60	90	注1)
医療機関連携加算	80	160	240	1月あたり
口腔衛生管理体制加算	30	60	90	
看取り介護加算 （※）	死亡日以前31日以上 45日以下	72	144	注2) 1日あたり
	死亡日以前4日以上 30日以下	144	288	
	死亡日の前日及び 前々日	680	1360	
	死亡日	1280	2560	

ADL維持等加算（Ⅰ）（※）	30	60	90	注4) 1月あたり
ADL維持等加算（Ⅱ）（※）	60	120	180	
科学的介護推進体制加算	40	80	120	注3) 1月あたり
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の8.2%			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の1.8%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の1.5%			

注1) 医療提供施設を退院・退所して、特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算されます。30日を超える病院又は入所後に再入居した場合も加算されます。

注2) 利用者について医師が終末期にあると判断し、本人及びその家族等の同意を得ながら看取りに係る介護を行った場合、亡くなられた日から遡って30日間について加算されます。この場合、亡くなられた日が契約終了後であっても同様です（契約終了日の翌日から亡くなられた日の間は除く）。

（※）は要介護者の方のみ

注3) 厚生労働省へ所定のデータを提出することにより加算されます。

注4) 要件を満たせば翌年度に加算されます。

## (2) 介護保険対象外

利用者の選定により提供する介護その他日常生活上の便宜に要する費用

【単位：円】

・紙パンツ、紙おむつ	200
・パッド	100

その他、指定特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者の方に負担していただくことが適当と認められるもの

## 3.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。

## 利用に際してのご案内

### □ 契約の際に必要なもの

チェック	必要なもの	摘要
<input type="checkbox"/>	各種保険証	介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療被保険者証 等
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	
<input type="checkbox"/>	収入申告に必要な書類	年金の源泉徴収票、確定申告書の写し、年金や恩給の振込通知書、医療機関の領収書 等
<input type="checkbox"/>	健康診断書	当施設指定の様式によるもの
<input type="checkbox"/>	印鑑	本人、身元保証人(返還金受取人)

### □ 持ち込み可能なもの

チェック	必要なもの	摘要
<input type="checkbox"/>	収納用家具類	整理ダンス、洋服ダンス、衣類収納ボックス 等で居室の広さに収まるもの
<input type="checkbox"/>	寝具類	ベッド(特定施設は備え付け)、布団、毛布、タオルケット 等
<input type="checkbox"/>	日用品	洗面用具、掃除用具、ゴミ箱 等
<input type="checkbox"/>	家電製品	テレビ、ラジオ、冷蔵庫、電気ポット 等で居室の広さに収まるもの
<input type="checkbox"/>	福祉機器 介護用品	歩行器 等
<input type="checkbox"/>	その他	置時計、ボックスティッシュ 等の身の回りの日常生活用品

### □ 持ち込みできないもの

石油ストーブ、石油コンロ、サーモスタットの無い電気器具、その他火災につながる恐れのあるもの